

令和7年10月31日（金）
第88回九都県市首脳会議

地域共生社会の実現に向けた
包括的な支援体制の整備に係る地域の実情に応じた
支援について



地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備の必要性

複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が必要である。

地域生活課題の複雑化・複合化

- ・共働き世帯の増加や高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化など社会構造が変化し、地域住民の抱える地域生活課題の複雑化・複合化が進行

地域共生社会の実現

- ・制度・分野ごとの「縦割り」や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められる

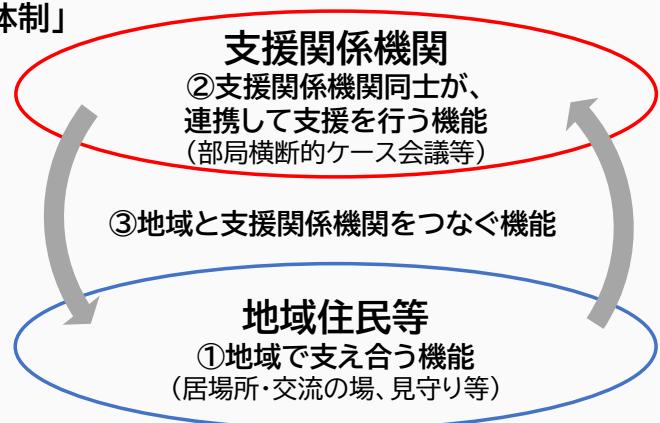
包括的な支援体制の整備

- ・地域住民等と支援関係機関が協力し、地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備する必要がある

国の動向

- 平成30年4月 社会福祉法の改正(1回目)
 - ✓ 「包括的な支援体制の整備」について、市区町村の努力義務として規定
- 令和3年4月 社会福祉法の改正(2回目)
 - ✓ 包括的な支援体制の整備のための任意事業として、**「重層的支援体制整備事業」を開始**

「包括的な支援体制」イメージ図

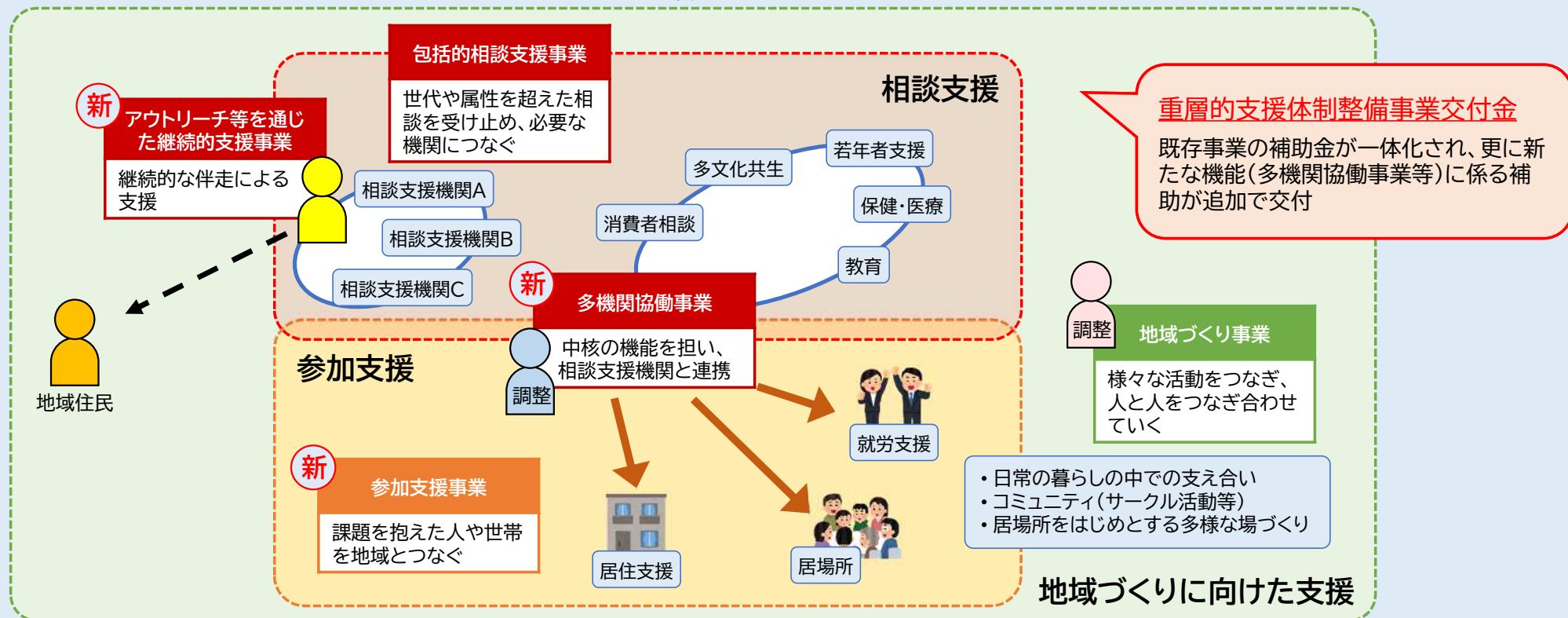


※第29回社会保障審議会福祉部会資料を基に作成

重層的支援体制整備事業の概要

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の分野における「相談支援」及び「地域づくり」に係る既存事業に加え、新たな機能である「多機関協働」、「参加支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」に係る事業から構成され、これらを一体的に行う。

重層的支援体制整備事業の全体像



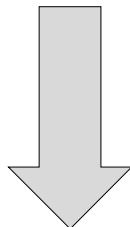
※令和5年版 厚生労働白書掲載の重層的支援体制整備事業の概要図を基に作成

課題1 柔軟な制度設計と財政的支援①

令和8年度以降の多機関協働事業に係る委託の取扱い

(令和7年4月30日厚生労働省発事務連絡「重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を委託により実施する市町村への調査等について(依頼)」より)

- 従来は、事務の全部又は一部を外部に委託することが認められていたが、行政内部の庁内連携体制の構築や全体のマネジメント機能等は、外部の事業者のみでは担うことが困難との認識から、令和8年度以降は、全部を委託することは認めない方針が示された。
- 国は、実態調査等を踏まえて、委託を行う上で必要となる市区町村の体制や委託が可能な業務の範囲等の例を実施要綱で示す予定としている。



しかしながら…

社会福祉協議会等の民間団体との既存の連携体制や、民間の専門知識を有する人材等を有効活用するなど、**外部委託であっても効果的に事業を実施する自治体もある**

各自治体の実情に応じて活用できる柔軟な制度設計が求められる

課題1 柔軟な制度設計と財政的支援②

「新たな機能」に係る3事業が対象

・多機関協働事業

・参加支援事業

・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

多機関協働事業等の交付基準額の見直し方針

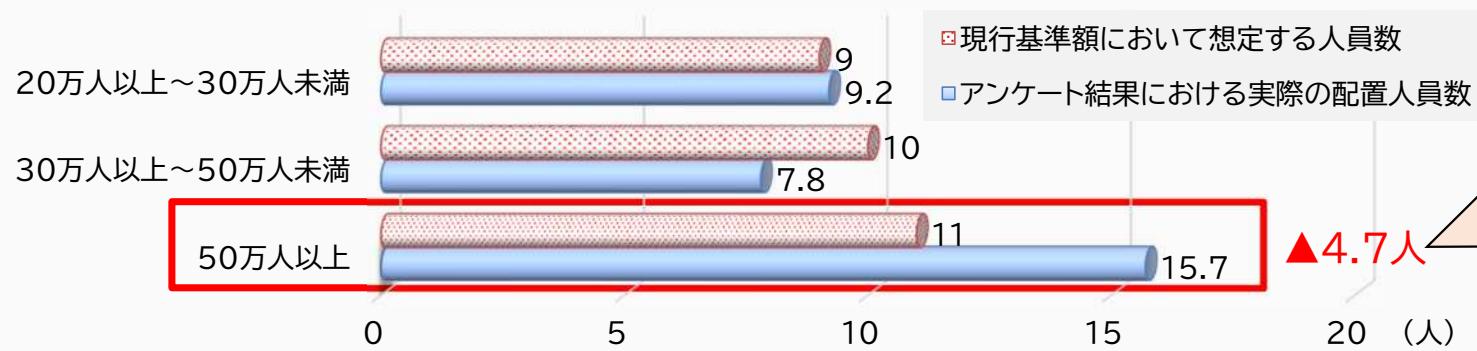
(令和7年3月12日厚生労働省 令和6年度社会・援護局関係主管課長会議資料より)

人口区分	基準額	
	令和6年度まで	令和7年度
(省略)	(省略)	(省略)
20万人以上～30万人未満	50,500,000円	35,000,000円
30万人以上～40万人未満	56,000,000円	40,000,000円
40万人以上～50万人未満		50,000,000円
50万人以上	61,800,000円	55,000,000円

減額

見直しの根拠 (令和5年6月実施の多機関協働事業等における人員配置状況についてのアンケート調査結果から抜粋)

国庫補助基準額の区分



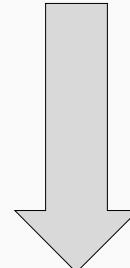
人口規模の大きい自治体では、国の想定よりも実際の配置人員数が多く、もともと交付額が不十分であったにもかかわらず、減額の方針が示された。

課題1 柔軟な制度設計と財政的支援③

機能面や取組面の評価の方向性

(令和7年5月28日厚生労働省「『地域共生社会の在り方検討会議』中間とりまとめ」より)

- 包括的な支援体制の整備に向けた具体的な対応を進めていくことが重要であり、これまでの人口規模のみに応じた財政支援を行うのではなく、機能や実施した取組に応じた財政的支援を行う必要性が示された。



しかしながら…

- 大都市では支援対象者が多く、**一定規模の体制整備が必要不可避**
- 財政的支援に当たっては、一定規模の人口数に応じた体制整備を経て
多くの対象者に支援した実績等が適切に評価されるべき

大都市の特性も踏まえた、支援実績等の評価の仕組みに基づく財政的支援が求められる

課題2 支援の拡大に当たっての柔軟な制度設計と財政的支援

市区町村における包括的な支援体制の整備に対する支援の拡大

(令和7年5月28日厚生労働省「『地域共生社会の在り方検討会議』中間とりまとめ」より)

- 重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制を整備している市区町村に対しても、今後、国・都道府県による支援を拡大する必要性が示された。

例えば…

現状、重層的支援体制整備事業としての詳細な要件には該当しない場合であっても、既存の枠組み^(※)を活用しながら、ひきこもり、孤独・孤立対策等も射程に入れた、より広範な包括的支援体制を整備している自治体もある。

(※)関係部署・関係機関間の情報共有、民生委員や地域包括支援センター等との協力体制、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議や地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、社会福祉協議会が主体となった会議体による関与など

支援の拡大に当たっては、各自治体の実情を考慮するとともに、大都市が必要な財源を確保できる柔軟な制度設計が求められる

課題3 包括的な支援体制の整備に向けた孤立死の実態把握①

孤立死者数の推計方法

(令和7年4月11日内閣府「孤立死者数の推計方法等について」(「孤独死・孤立死」WG取りまとめ)より)

- 孤立死の「操作的定義」として、以下の考え方方が示された

「警察取扱死体のうち、自宅において死亡(自殺も含む)した一人暮らしの者で、その遺体が生前に社会的に孤立していたことが推認される死後経過時間(日数)の経過後に発見された者の数」



WGにおける検討の結果、示された目安

- ・ 生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を孤立死の概数を推計するための目安とする
- ・ 「死後4日以上」についても参考データとして示すことが適當

令和6年の全国値（警察庁公表データ）

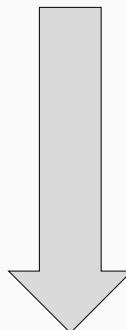
死後経過日数	全国値
死後8日以上	21,856件
死後4日以上	31,843件

しかしながら…
年齢階層別、経過日数別の全国値は公表されているが、
市区町村別や性別のデータが公表されていない。

課題3 包括的な支援体制の整備に向けた孤立死の実態把握②

データ把握の必要性

- 市区町村において包括的な支援体制の整備を進める上で、地域住民の社会参加等を促すことで、社会的孤立を防ぐことが重要。
- 孤立死の推計値は、市区町村が「社会的孤立の状態にある人」の年齢・性別等の傾向を把握し、データに基づいた孤独・孤立対策を展開する上で必要となる。



【データ活用の一例】

- 年齢、性別ごとの孤立死の状況から、支援を重点化すべき対象者像を把握
- その上で、以下の取組を実施
 - ✓ 対象者が「相談支援」につながるよう、対象者像に則した周知啓発の強化
 - ✓ 対象者の地域社会への「参加支援」の働きかけの強化
 - ✓ 対象者像に則した居場所づくり、見守り等の「地域づくり」の強化
- その他、孤立死対策のPDCAにおける指標として活用

孤独・孤立対策を推進するための基礎資料として、市区町村別のデータの提供が求められる

要望

- 1 重層的支援体制整備事業について、各自治体の実情に応じて活用できる柔軟な制度設計となるよう、各自治体の意見も丁寧に聴取した上で、その実情に即した見直しを行うこと。また、機能面や取組面の評価に応じた財政的支援を行うこととなった場合は、大都市の特性も踏まえた支援実績等の評価の仕組みを構築すること。
- 2 中間とりまとめにおいて示された、重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制を整備している市区町村に対して、国・都道府県による支援を拡大する場合についても、1の要望内容を踏まえた制度設計を行うこと。
- 3 警察庁が公表する「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のデータについて、警察業務に支障のない範囲内で、市区町村別に年齢階層別、性別、経過日数別等の詳細な人数のデータを各自治体に提供すること。